

北上市防災ラジオ取扱店舗募集要領
(北上市防災ラジオ一般販売業務委託契約)

1 目的

コミュニティFM局（きたかみE & Beエフエム）を活用した防災ラジオによる緊急情報の迅速な伝達を図るため、市では、防災ラジオを各地域の防災関係者に無償貸付を行っています。

近年、大規模な地震や豪雨災害等想定外の自然災害が全国各地で発生しており、防災意識の高まりとともに防災ラジオに関する問い合わせもあることから、一定数の購入希望者が見込まれます。

店頭等で防災ラジオに接する機会をつくることは、防災情報の収集手段の一つとして防災ラジオのPRを期待できるとともに、市民にとって身近に購入できる機会を増やすことが可能となることから、令和2年9月29日北上市告示甲第65号「北上市防災ラジオの一般販売要綱」（以下「要綱」という。）第9の規定に基づき、一般販売の業務を委託する取扱店を募集するものです。

2 業務内容

(1) 防災ラジオの店頭販売業務

防災ラジオの販売は、店舗内で行う店頭販売とします。店頭販売の業務内容は、次のとおりです。

- ア 購入希望者から提出のあった北上市防災ラジオ購入申込書（要綱第5別記様式のとおり。以下「購入申込書」という。）の受付
- イ 購入希望者から支払われる購入負担金の受領及び防災ラジオの引き渡し
- ウ 在庫管理
- エ 購入負担金の市指定口座への納入（月次処理業務）
- オ 購入申込書の市への送付（月次処理業務）

(2) 防災ラジオの仕様

北上市が調達し、一般販売を委託する防災ラジオの仕様は次のとおりです。

- ア 製造メーカー
リズム時計株式会社製
- イ 商品構成
防災ラジオ本体、ACアダプタ、取扱説明書、単3乾電池
- ウ 商品内容

① プリセット設定で次の放送局が受信できます。

きたかみE & Beエフエム	NHK第一
NHK-FM	NHK第二

エフエム岩手	I B C ラジオ A M
I B C ラジオ F M	

- ② きたかみ E & Be エフエムによる緊急割込み放送時は、他チャンネルを聴取している場合でも自動できたかみ E & Be エフエムに切り替わります。
- ③ A C アダプタの取付または乾電池を入れていて電源が入る状態の場合は、きたかみ E & Be エフエムによる緊急割込み放送時に自動で起動します。

3 取扱委託料

- (1) 1 台の販売につき 500 円を支払います。
- (2) 委託料の支払いは、毎月末日締切とし、販売業務実施月の翌月に支払うこととします。

4 応募要件

防災ラジオ取扱店舗に応募できる者は、本業務内容を履行する能力を有する法人（公益社団・財団法人、一般財団・財団法人、特定非営利法人等の法人資格は問いません。）又は任意団体とします。ただし、次に掲げる要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。同法施行令同条第 2 項の規定に基づく入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。また、役員が、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 北上市内に防災ラジオの販売が可能な事業所を有していること。

5 応募方法

- (1) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（※土・日・祝日・年末年始を除く）
- (2) 提出書類 【提出部数 各 1 部】
- ア 北上市防災ラジオ取扱申請書（別記様式）

イ 会社概要（任意様式パンフレット可）

※ 北上市競争入札等参加資格者台帳に登録されていない法人又は任意団体については、次の書類をあわせて提出すること。

- ① 定款、会則等
- ② 法人の場合：登記簿謄本
- ③ 法人の場合：印鑑証明書（直近1か月以内のもの）
- ④ 財務諸表（直近のもの）
- ⑤ 法人の場合：国税、地方税の納税証明書（税の未納が無いことを証明するもの）

(3) 提出方法

郵送又は持参とします。

6 内容に関する質問等

- (1) 質疑がある場合は、文書または口頭にて行うことができる。
- (2) 質問は、来庁、郵送又は電子メールのいずれの方法でも可とする。

7 申請書の受理

応募資格、申請書の内容を確認し、申請書を受理する。

8 契約手続等

申請書の受理後、別紙「防災ラジオ一般販売業務委託契約仕様書(案)」に基づき、契約に向けた協議を行い、合意を得た上で契約締結を行います。

9 書類提出及び問い合わせ先

北上市企画部危機管理課危機管理係

〒024-0083 北上市柳原町二丁目3番6号 北上地区消防組合北上消防署2階

電話番号 0197-72-8306

FAX番号 0197-65-5170

電子メール bousai@city.kitakami.iwate.jp

(別記様式)

年 月 日

北上市長 様

申請者

所 在 地 :

法人又は団体名 :

代表者職・氏名 :

㊟

電 話 :

北上市防災ラジオ取扱申請書

北上市防災ラジオ取扱店舗募集要領に基づき、防災ラジオの取り扱いを下記のとおり申請します。

記

1 取扱事業所（店舗）

	名 称	住 所	電話番号	担当者氏名
1				
2				
3				